

施策の柱

I 生涯にわたる健康づくりと高齢者の社会参加の促進

【現状と課題】

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立して暮らすためには、できるだけ長く健康な状態であることが大切です。そのためには、高齢期を迎える前の若い頃から生活習慣病予防や運動習慣の確立に取り組むことも重要となり、高齢になっても自らの健康づくりや介護予防に関心をもち、取り組んでいくことが健康寿命の延伸につながります。高齢者等実態調査では、64歳以下で自身の健康維持等のため知りたい情報としては、生活習慣病に関する希望が多く見られ、運動習慣があるなど健康づくりに取り組んでいる市民も一定程度見られていますが、高齢者のうち介護予防に取り組んでいる人の割合は55.7%と積極的に取り組んでいる状態とは言えない状況です。具体的な方法の情報があれば取り組みたいという回答も多く、アウトリーチによる健康づくりや介護予防の取組が有効と考えられます。個人での取組を支えるためには、市として環境づくりを進めることも重要となっています。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、能力を活かし、地域貢献に寄与できることは、一人ひとりがその人らしく、生きがいを持って暮らすことにつながります。ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加を促進するための取組を同時に進めることも重要です。高齢者等実態調査では、地域の住民主体の活動に参加意向を持つ高齢者も多く見られ、地域活動の意義・効果・活動の情報について、参加していない高齢者に届くような周知啓発の必要があります。そのほかにも、外出を控えている高齢者が26.5%見られています。外出を控える理由として、身体状態が多く挙げられているものの、交通手段がないことやトイレの心配なども挙げられています。生きがいを感じていることとして、旅行や買い物などの外出と答えた人が多く、交通基盤の整備等高齢者が外出しやすいと感じるまちづくりに引き続き取り組むことで、生きがいづくりにつながることが期待できます。

本市の要介護認定者のうち、要介護3以上の中重度が占める割合が36.4%（介護保険事業状況報告 令和2年4月末時点）となっており、埼玉県平均の35.2%より高い状況であるため、重度化防止への取組も引き続き重要となります。

今後は、高齢者の健康づくりと介護予防をさらに推進し、健康に対する意識と関心を高めるとともに、地域活動の充実により日常生活の質を高め、できるだけ長く健康で生活できるような、そして地域の担い手としての活躍と社会参加を促進するための支援と取組が必要となっています。

II 認知症にやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

わが国における認知症高齢者の数は2018（平成30）年には500万人を超え、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれています。仮に国の見込みを2025年（令和7年）の本市の推計人口に当てはめると、約14,000人となる見込みです。なお、本市で把握している認知症高齢者の数は、要介護認定を受けている人のうち、日常生活自立度がⅡ以上の方は9,336人（令和2年4月1日現在）となっています。認知症は誰もがなりうる可能性があり、認知症の状態になっても、個人としての尊厳を保ち、意思が尊重され、希望をもって日常生活を過ごせる社会となることが求められています。

高齢者等実態調査では、認知症の特徴についての理解は進んでいるものの、住み慣れた地域での生活の重要性の理解については十分とは言えない状況となっており、認知症に関する相談窓口を知っていると答えた割合は28.0%と低い割合となっています。

また、高齢者等実態調査では、認知症予防教室の充実が多く望まれています。認知症予防の推進とともに、相談・支援体制の充実や、総合的な支援が必要とされる若年性認知症を含めた認知症に関する普及啓発を行い、市民の認知症に対する正しい知識と理解を深める等、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるような取組が重要となります。

そのほか、早期発見・早期対応への支援や、かかりつけ医等の医療と多職種連携も含めた、認知症高齢者等を支える地域のネットワーク体制の整備・強化のほか、認知症の人の家族等の介護者への支援を行い、介護者の精神的・身体的な負担軽減や、生活と介護の両立を支援する体制の強化を図ることも必要です。

認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、認知症本人やその家族の視点を重視しながら、支援体制等を関係団体等とともに引き続き検討し、充実を図る必要があります。

施策の方向性

1. 健康づくりの推進

健康寿命を延伸するためには、生活習慣病の予防が重要となります。よりよい生活習慣の確立や、生活習慣病の早期発見・重症化予防等、市民が高齢期を迎える前の若い頃から自身の健康に関心をもち、生涯にわたり取り組めるよう、健康づくりを推進していきます。

2. 自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護予防や自立支援の重要性について、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、健康な状態と要介護の状態の中間の段階である「フレイル」の状態を意識し、その人の状態に応じた介護予防の取組を行うことが重要です。

また、本市の要介護認定の状況を見ると、要介護3以上の中重度が占める割合が高く、要介護状態となった後の重度化防止への取組も重要です。

自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に関する目標を設定し、PDCAによる進捗管理を行います。

3. 高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進

少子化の進展に伴い、生産年齢人口が減少する中で、高齢者の活躍がますます期待されるとともに、働く意欲のある高齢者が多くなっています。また、高齢者の社会参加は、生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献につながるなど多様な意義があります。高齢者が地域において生きがいや役割を持って生活できるような居場所づくりや環境へのアプローチを進めていきます。それと併せて、多様化する高齢者のニーズに対応し、働く意欲と能力のある高齢者が働き続けることができ、地域に参加・貢献できるような社会の実現に向けた取組をすすめていきます。

1. 認知症に対する理解の促進

市民のみならず民間企業等を対象に含め、さまざまな機会を活用し、若年者認知症も含めた認知症に関する知識の一層の普及啓発を図ります。普及啓発を行う上では、認知症の方本人からの発信の機会を増やし、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができるよう、地域で暮らし認知症の方本人とともにすることも大切で、認知症高齢者等の尊厳が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組みます。

2. 認知症の予防と早期発見・早期対応の推進

認知症の発症を遅らせ、発症しても進行を緩やかにできるように、今後、国から示される認知症予防に関するエビデンスなどを参考に、市民が継続的に認知症予防を実践できるような取組を推進していきます。

また、認知症の早期発見・早期対応につながるよう、認知症地域支援推進員等を配置し、引き続き認知症に関する相談機会の提供に努め、認知症の疑いのある高齢者等に対しては、認知症初期集中支援チームや、かかりつけ医など、多職種連携による支援体制強化を図ります。併せて、高齢者が身近で通うことのできる介護予防の通いの場を拡充し、認知症予防の場としての機能の充実を図ります。

3. 介護者の支援を含めた認知症バリアフリーの推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく認知症バリアフリーの取組を推進します。また、介護者が正しく認知症を理解し適切に対応できるよう認知症ケアパス等を活用し、体系的に整理した情報の提供や、誰もが集えるオレンジカフェなどを開催し、介護者の負担軽減を図っていきます。

施策の柱

施策の方向性

Ⅲ 地域支援協力体制の整備

【現状と課題】

社会の高齢化が進展する中で、本市ではひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しています。こうした中で、住み慣れた地域における高齢者の日常生活を支え、介護者の不安や負担軽減を図るためにも、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを包括的かつ継続的に提供できる地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、地域のネットワークづくりの強化が引き続き必要です。

現在、各日常生活圏域に設置されている地域包括支援センターでは、地域の実情を踏まえた運営目標等を定め、他機関と連携しながら、総合相談支援のほか権利擁護や介護予防、認知症支援に関する業務等、さまざまな業務を行っています。高齢者を取り巻く問題は多様化、複雑化してきています。今後、高齢者に身近な相談機関としてさらなる機能強化が求められる中で、地域包括支援センターを核とし、「ときも見守りネットワーク」などの仕組みを活用しながら、地域の支援者（住民や自治会、民生委員・児童委員等）や介護サービス事業者、行政、医療などの多職種の関係機関が課題に応じて連携して対応することが必要となります。また、生活体制整備事業を推進するため、平成30年4月より地域に密着した第2層への生活支援コーディネーターの配置をし、地域包括支援センターとともに各地域のニーズや資源の把握に努め、地域のネットワークづくりの推進に向けた取組を行ってまいりました。

また、高齢者虐待の防止については、現在、市民に向けた周知啓発とともに、民生委員・児童委員やケアマネジャー等に対して研修会を開催し、地域包括支援センター等への相談に結びつくよう努めています。今後は、関係機関や地域団体等との連携を強化して要援護高齢者等支援ネットワーク会議を実施し、事例検討や情報共有を図る必要があります。成年後見制度については、市民後見人養成講座を開講し、受講者が支援員として活動しています。今後は支援体制の充実及び制度利用につながるための周知啓発が課題です。

高齢者が自宅で最期を迎えたいと思う中、医療・介護に対する不安を取り除くため、医療と介護の連携強化を通じて、より効果的、効率的な医療・介護サービスの提供体制を構築する必要があります。高齢者等実態調査では、高齢者のうち自宅で最期を迎えることを希望する人の割合は69.4%となっていますが、現実的には多くの方が介護・看護する家族の負担等を理由として希望の実現が困難であると認識されています。医療と介護の両方が必要な高齢者が安心して在宅生活を続けるためには、医療と介護サービスを地域で一体的に確保することが求められています。現在、医療と介護の関係団体からなる「コミュニティケアネットワークかわごえ」の協力を得て、医療と介護の連携を推進するとともに、在宅医療拠点センターでケアマネジャーや地域包括支援センター等からの在宅医療等に関する相談支援を行っています。今後は、コミュニティケアネットワークかわごえと連携しながら、医療・介護の間のネットワーク強化と関係者の資質の向上に向け、更なる取組が必要となります。

地域包括ケアシステムにおいては、生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかんがった住まいが確保されていることが前提となります。高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、住環境の整備や住宅確保が必要な方を支援するとともに、自宅以外の住まいを必要とする方への支援も必要となります。

1. 地域包括支援センターの機能強化の推進と地域ケア会議の充実

地域包括支援センターは、今後も配置基準に基づいた人員体制の確保と職員の資質向上に努めます。地域ケア会議については、地域課題の解決に向けて、引き続き地域ケア個別会議、担当圏域ケア会議を実施するとともに、自立支援型地域ケア会議の推進を図ります。また、多様化、複雑化した相談については、福祉総合相談窓口が地域包括支援センターの後方支援を行ってまいります。

2. 医療と介護の連携の充実

引き続き、在宅医療拠点センターによる支援を推進します。また、コミュニティケアネットワークかわごえと連携しながら、医療と介護の関係機関が連携し、地域医療・介護の資源の把握、課題抽出と対応策の検討を推進します。市民に対する情報提供と、医療・介護関係者に対しても連携において必要な情報を一元的に提供できる仕組みを構築します。

3. 地域による支え合い機能の強化

自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と協力し、引き続き地域における見守り活動の充実を図るとともに、地域の実情を踏まえた支え合いの体制づくりを支援します。また、生活支援体制整備事業の充実を図る。

4. 権利擁護・成年後見制度に関する相談支援体制の充実

要援護高齢者等支援ネットワーク会議等において、情報交換や研修会を開催し、関係機関や地域団体等と一層の連携強化を図ります。成年後見制度の支援体制の充実や制度利用の周知啓発を行います。また、保健・医療・福祉関係者、警察等の関係機関と連携を図り、相談の充実や市民等へ周知啓発を行います。

5. 多様な住まい方の支援

住み慣れた地域、住み慣れた家で生活し続けられるよう、住環境の整備や住宅確保を支援する事業を実施するなどの取組を行ってまいります。自宅以外の住まいを希望する高齢者の参考となるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等といった、高齢者向け住まいの情報を提供します。また、住宅困窮者や環境上または経済的な理由により在宅生活が困難な人、独立して生活することに不安のある人についての支援を継続します。

Ⅳ 介護サービス・日常生活を支援するサービスの充実

【現状と課題】

要介護状態となった高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、一人ひとりの生活環境や、自身の状況に応じて、必要なサービスを必要な時に利用できることが重要となります。

これまで、介護サービスの基盤整備については、特別養護老人ホーム等の施設整備に加え、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスの整備を行ってきました。

これら地域密着型サービスは在宅生活の継続を支えるサービスとして期待されており、今後も整備を進めていく必要があります。

介護保険サービスを必要とする方が、経済的な理由でサービスの利用を自ら制限することがないよう、介護保険に定められた負担軽減制度以外に、市独自の事業として、サービス利用負担額の一部を支給する、介護サービス利用者負担額支給制度を実施しています。

そのほか特別な事情により納付が困難な時は個々の事情に応じて介護保険料の減免や徴収猶予を行っています。本市においても高齢者、特にひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、それに伴い支援を必要とする高齢者も増加しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、幅広い市独自事業（介護保険外サービス）を実施し、高齢者の在宅生活を支援することも必要です。

1. 介護サービスの基盤整備の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、引き続き地域密着型サービスの整備を図ります。地域密着型サービスについては、事業者が参入しやすくなるよう、他のサービスとの複合化等整備条件の見直しを検討します。

2. 低所得者に対する利用者負担の軽減

低所得の方が安心してサービスを利用できるよう、各種負担軽減制度について引き続き周知を図ります。介護保険料の減免、徴収猶予については、今後も適切に運用してまいります。

3. 多様なニーズに対応する支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、介護保険外の市独自サービスを継続して実施します。サービスの実施にあたっては、その必要性やニーズを絶えず確認し、持続可能なものとなるよう事業の見直しを行います。

施策の柱

V 持続可能な介護保険制度の運営

【現状と課題】

今後、更なる高齢化に伴い介護サービスの需要の増加が見込まれることから、引き続き介護保険事業の安定的な運営が求められます。一方で生産年齢人口の減少が見込まれるため、介護人材確保を意識することも今後、重要となってきます。このような状況において、保険者として介護保険制度の適正、円滑な運営を図り、制度を維持していくためには、サービスの利用者や事業者に向け介護保険制度の趣旨について情報提供を行い、正しく理解してもらうことが重要です。高齢者等実態調査では、介護保険料に対して負担を感じる高齢者が過半数であること、利用者負担の軽減を求める意識も強いことから、制度の内容や保険料の趣旨・意義がまだ十分に理解されているとはいえない状況が見受けられます。現在、市民に対してはパンフレットや広報、ホームページにより制度の仕組みやサービスの正しい利用方法等について周知を図っていますが、関心の低い若い年代をはじめとして、より一層の周知が必要です。

介護サービス事業者に対しては、ケアプラン確認指導やケアプランスキルアップ研修を通してケアマネジャーのスキルアップや資質の向上を図るとともに、地域包括支援センターが開催するケアマネジャー情報交換会を通して、関係者間の連携強化を図っています。また、介護保険法に基づく適正な運営を行うよう、集団指導や実地における指導監査を実施し、運営基準に基づく助言や指導を行うとともに、運営基準違反や不正な報酬請求といった重大事案を確認した場合には、関係課で連携し迅速な対応に努めています。そのほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう、集団指導や実地における指導監査を通して、サービス提供者である介護サービス事業者へ運営基準に基づく助言や指導を行うとともに、利用者や家族の疑問や不安、不満を受け付ける介護相談員を派遣することで、問題の改善や介護サービスの質の向上を図っています。

介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするためには、利用者に適切なサービスが提供され、適正な保険給付が行われるよう、介護給付の適正化への取組が重要です。本市では、平成20年度から介護給付の適正化主要5事業である、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知を実施し、給付の適正化に取り組んでいます。

今後も、適切なサービス提供の確保とその結果としての費用面の効率化を通して、介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の運営を図ることが必要です。

現在、介護分野における人材不足は深刻な状況となっており、2025年以降、担い手である現役世代の減少が顕著となる中、全国的には2025年度未までに約245万人の介護人材の確保が必要とされています。

このような中、本市の事業所においても今後、介護サービスに従事する人材を安定的に確保するとともに、業務の効率化による業務負担の軽減、生産性向上を図ることが必要です。

施策の方向性

1. 介護保険制度の適正・円滑な運営

介護保険制度の趣旨について正しく理解してもらうため、より一層の周知を図ります。  
市からの情報発信については、様々な方法を検討するとともに、より分かりやすく内容の充実したものになります。  
介護サービス事業者に対しては、制度改正や過去の指導事例の周知を行うとともに、運営基準違反や不正な報酬請求といった重大事案を確認した場合には、事業者の適正な運営に向け、迅速な対応に努めます。併せて、介護サービス事業者の質の向上を図り、利用者が安心してサービスを利用できるよう、集団指導や実地における指導監査を実施します。  
ケアマネジャーの連携強化、資質向上を図るため、地域包括支援センターによるケアマネジャーへの支援や、ケアマネジャーを対象とした研修、学習の場を提供することで、スキルアップや資質の向上を図ります。  
利用者や家族の疑問や不安、不安をより多く改善できるよう、介護相談員の派遣を増やしていきます。

2. 介護給付の適正化

今後も適切なサービス提供の確保とその結果としての費用面の効率化を通して、介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の運営を図ります。  
要介護認定の適正化では、認定調査票の点検、個別指導を実施するとともに、調査員の研修等を通して、認定調査の精度を高めます。  
ケアプランの点検では、ケアマネジャーへの研修、指導を実施し、自立支援、重度化防止に向け利用者が真に必要なサービス提供につなげます。  
住宅改修等の点検では、書類等の審査の他、必要に応じて現地確認や訪問調査を行い、適切なサービス提供につなげます。  
縦覧点検・医療情報との突合では、データ点検を実施し、請求内容の誤りや医療と介護の重複請求に対し、適切に対応していきます。  
介護給付費通知では、利用者へ介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、利用者や事業者に対し適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、適正な請求へとつなげます。

3. 介護人材の確保と業務効率化の取組

事業者等と連携し、介護の仕事の理解促進や介護職の魅力等の情報発信について行ってまいります。  
介護の仕事への就労意欲がある方に対し、研修等の機会を提供します。  
事業者の業務効率化に関しては、事業者の申請時における文書量削減による負担軽減を図るとともに、各種事務手続きの効率化について推進します。